



医師国保の お知らせ

香川県



令和7年4月作成

INDEX

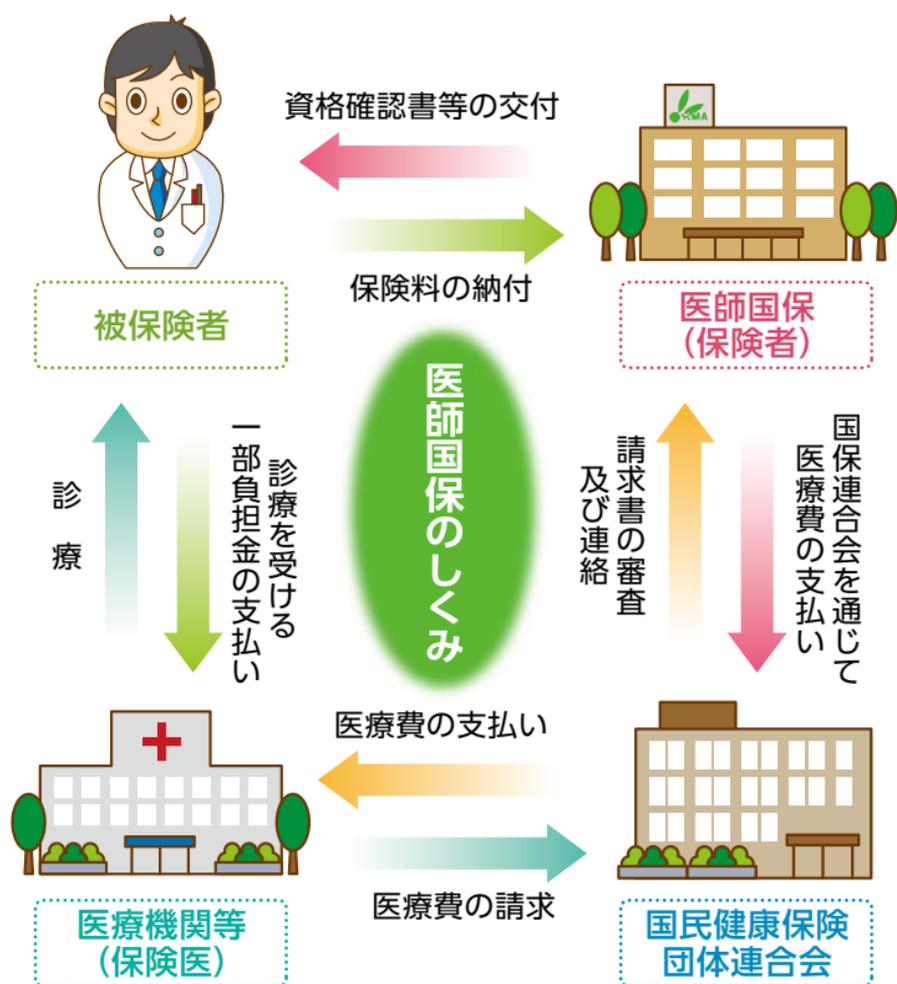
- 1 香川県医師国民健康保険組合とは … P2
- 2 組合員及び被保険者の資格について … P3
- 3 後期高齢者組合員(75歳以上の組合員)について… P4
- 4 保険料について … P5
- 5 令和6年12月2日以降の保険証等の取扱いについて… P6
- 6 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」使用上の注意… P7
- 7 マイナ証利用に関するQ&Aについて … P8
- 8 自家診療の自粛について … P9
- 9 健康保険適用除外承認申請について … P10
- 10 特定健診・特定保健指導の実施について … P11
- 11 休日人間ドック及びがん検診について … P12
- 12 柔道整復(整骨院・接骨院等)のかかり方について… P13
- 13 各種届出について
 - 資格関係、給付関係、保健事業関係 等 … P14
 - その他(交通事故、医療費通知 等) … P15
 - 当組合における個人情報の利用目的 … P16～P17
 - 当組合における個人情報保護方針 … P18

1 香川県医師国民健康保険組合とは

香川県医師国民健康保険組合（医師国保）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づいて、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とした公法人です。

当組合は、保険者であるとともに被保険者が医療従事者であり、また一方では医療を受ける側となる三様の立場を持つ特殊な国保組合です。

医療に従事する組合員及びその家族の医療保障と福利厚生を担っています。



2 組合員及び被保険者の資格について

組合員及び被保険者(組合員、家族 全ての総称が「被保険者」)は、下記の範囲内の者のうち医師国保に必要書類を届出し、理事長が認めた者のことをいう。

組合員及び被保険者の資格について

組合員

- ① 組合員とは、香川県医師会会員である開業医等で香川県内に住所を有する者
- ② 新規に組合に加入する組合員は必ず医療に従事する開業医または継承予定者であること
- ③ 組合員の判定基準は、別に定める



組合員の判定基準とは…

香川県医師会会員名簿に掲載の「同種の事業又は業務に従事する者の判定基準に関する取扱い」をご参照ください

※75歳をお迎えになられる組合員について
⇒p4へ

家族

- ① 組合員の家族とは、組合員と同一世帯に属している次の範囲の者
 - ・配偶者及び子
 - ・同一世帯に属する3親等内の親族
- ② 健康保険、船員保険及び医療保険を行う共済組合の適用を受けない者
- ③ 後期高齢者医療制度に該当していない者

同一世帯とは…

住所及び生計を同一としていること
住民票により判断し、住民票が組合員と異なる場合は、別世帯とみなす
ただし、修学中の者であり、国民健康保険法第116条の申請をしている場合は、同一世帯とみなす
(※結婚した場合、別世帯)

3 後期高齢者組合員(75歳以上の組合員)について

75歳以上の方については、広域連合へ移行となりますが、本人の希望により被保険者でない組合員(医師国保の保健事業を受けることのできる組合員)「後期高齢者組合員」として、医師国保の組合員資格のみを継続することができます。



後期高齢者組合員となった場合

- ・ 75歳未満の家族が今までどおり被保険者として医師国保に残ることができます
- ・ 医師国保の行う保健事業に参加できます
- ・ 医師国保の役員や組合会議員として運営に携わることができます
- ・ ご本人が死亡されたとき遺族に死亡見舞金10万円が支給されます
- ・ 米寿(88歳)、傘寿(80歳)の長寿祝いに記念品が贈られます

手続きについて

- ・ 75歳の誕生日の前月に医師国保より書類を郵送しますので所定の期間内に継続の意思表示をしてください

保険料について

2,000円／月額

- ・ 後期高齢者組合員保険料として2,000円／月額を徴収します
- ・ 広域連合に納める保険料とは別です

4 保険料について

令和7年8月改正

組合員は、次の額により計算した合計額を毎月納付してください

1. 医療分

組合員〈別表1〉

等級	基準額(総所得金額等)	保険料月額
1	300万円未満	11,200円
2	800万円 //	16,800円
3	1,300万円 //	22,400円
4	1,800万円 //	28,000円
5	2,300万円 //	33,600円
6	2,800万円 //	39,200円
7	3,300万円 //	44,800円
8	3,800万円 //	50,400円
9	3,800万円以上	56,000円

家族

- ・子1人 4,000円/月額
- ・組合員の子以外の家族1人 8,000円/月額
- ・後期高齢者組合員の子以外の家族1人 9,000円/月額

2. 後期高齢者支援金分

被保険者1人 5,000円/月額

3. 介護納付金分

40歳～64歳1人 5,000円/月額

! ご注意ください…

- 保険料額は、制度改正、規約改正等により変更になる場合があります。
- 特別な理由がないのに保険料を6ヶ月滞納した場合は、除名となります。
- 保険料納付証明書は、1年間(1月～12月)纏めて、翌年1月中に発行します。12月に必要な方は、医師国保まで申し出ください。

4. 保険料軽減措置

毎年11月30日時点において、世帯に0～6歳までの未就学児がいる組合員に対し、未就学児1人につき12,000円を軽減します **年1回限り 届出不要**

組合員から「産前産後保険料軽減措置届出書」の届出により、出産予定の被保険者に対して産前産後期間の保険料を軽減します

届出必要(出産予定日の6ヶ月前から届出可 ※出産後の届出も可)

◎原則として、毎年6月理事会で組合員の等級を決定し、毎年8月に納入告知書を送付します

5 令和6年12月2日以降の保険証等の取扱いについて

従来の保険証(保険証兼高齢受給者証含む)について

- ・ 令和6年12月2日以降、新たな保険証の交付はできませんが、令和6年12月2日時点で有効な保険証がお手元にある方は、券面記載の有効期限(最大で令和7年7月31日)まで使用できます。
- ・ お手元にある保険証の有効期限が切れるタイミングで当組合より「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」または「資格確認書」を交付します。
申請不要 原則7月下旬郵送



令和6年12月2日以降の新規加入等について

- ・ 令和6年12月2日以降に新規加入、住所・氏名等の変更、保険証を紛失した方は、当組合へ届出が必要です。届出に基づき「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。
- ・ マイナ保険証の利用登録解除をされる方は、当組合へ届出が必要です。届出に基づき「資格確認書」を交付します。



用語説明



- * 「資格情報のお知らせ」交付対象者
マイナ保険証を保有する方
- * 「資格確認書」交付対象者
マイナ保険証を保有でない方
マイナンバーカードを紛失、返却した方 等
- * 「マイナ保険証」とは、保険証として利用登録されたマイナンバーカードです。マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルアプリなどを使用し、ご自身で利用登録が必要です。

6 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」使用上の注意

「資格情報のお知らせ」の使用上の注意について



〔A4サイズ〕

- ・有効期限は、原則 1 年間(8/1交付～翌年7/31)です。
上記有効期限までに75歳到達する方は、75歳の誕生日の前日までとなります。70歳到達する方は、70歳の誕生日の末日(1日に到達する方は前月末日)までとなります。
- ・「資格情報のお知らせ」のみでの受診はできません。
- ・医療機関等でマイナンバーカードの読み取りが行えない場合に限り、マイナンバーカードと一緒に提示することにより、医療機関等に被保険者番号等を伝える目的のものです。

「資格確認書」の使用上の注意について



〔葉書サイズ〕

- ・有効期限は、原則 1 年間(8/1交付～翌年7/31)です。
「資格情報のお知らせ」の有効期限と同様です。
- ・医療機関等を受診する際にご提示ください。
- ・高額療養費に関する「限度区分」等の記載を希望される場合は、**当組合へ届出が必要です。**
- ・被保険者資格喪失時は、「資格確認書」をご返却ください。

7 マイナ証利用に関するQ&Aについて

Q マイナンバーカードを保険証として利用するためにはどうすればいいですか。

A ご自身で利用登録が必要です。ご自身のスマートフォンやパソコンを使用してマイナポータルアプリ等から利用登録が可能です。詳しくは、厚生労働省ホームページの **マイナンバーカード 保険証利用** **検索** からご確認ください。

Q マイナンバーカードを保険証として利用しています。住所等の資格情報に変更があった場合、組合への届出は必要でしょうか。

A マイナンバーカードを保険証として利用している場合でも住所等の資格情報に変更があった場合は届出が必要です。

次に該当する場合は、14日以内に届出ください。

- ① 社会保険等ほかの保険に加入したとき
- ② 転居等により世帯から外れたとき
- ③ 住所・氏名が変更したとき
- ④ 被保険者の異動（出生、死亡等）があったとき

Q マイナ保険証の利用登録をしているか、どこで確認できますか。

A 医療機関に設置してある「顔認証付きカードリーダー」にご自身のマイナンバーカードをかざしてみてください。または、マイナポータルアプリにログインし「健康保険証」の項目の「マイナンバーカード利用状況」をご確認ください。

Q マイナンバーカードを紛失しました。「資格確認書」を発行してもらうことはできますか。

A **当組合へ届出が必要となります。**届出に基づき「資格確認書」を交付します。

なお、マイナンバーカードを紛失した場合は、フリーダイヤル（0120-95-0178）へご連絡ください。

8 自家診療の自粛について

自家診療とは、組合員(後期高齢者組合員を除く)並びに当組合に加入する家族が自己の保険医療機関で受けた診療のことを指します。当組合では、運営内規により自家診療については給付を認めないと定めています。

また、院外処方や療養費のコルセット等の証明書も自家診療による場合は認めていません。

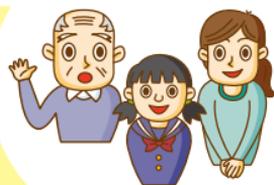
なお、この自家診療は診療行為そのものを規制するものではありません。診療報酬の請求について自粛していただくものです。

組合運営内規(抜粋)

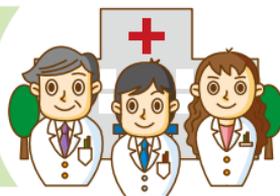
- 1 組合員が自己の保険医療機関で行う本人及び家族に対しては、その給付を認めない。次に掲げる場合も同様とする。
 - 一 後期高齢者組合員の保険医療機関において被保険者である家族が受けた診療(以下「自家診療」という)
 - 二 自家診療による処方箋

自家診療にご注意

● 後期高齢者組合員の保険医療機関で当組合に加入する家族を診察する行為



● 一つの医療機関に複数の組合員がいるとき、自己診療だけでなく相互に診療した場合も自家診療に該当



● 自家診療による院外処方、装具装着証明書、あんま・はり・きゅう・マッサージの同意書等



当組合の健全な事業運営にご理解ご協力をお願いします。



9 健康保険適用除外承認申請について

法人事業所は、「健康保険」及び「厚生年金」への加入が原則強制適用となりますが、医師国保では、既に参加している個人事業所が法人化する場合は、組合員及び家族が「健康保険適用除外承認」を受けることで、引き続き医師国保に加入することができます。**※厚生年金は強制加入となります**

健康保険の適用除外承認が必要なときは、当組合理事長証明を受けた「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を事実発生日から14日以内に日本年金機構へ提出する必要がありますので、余裕をもって当組合まで申請ください。理事長証明に一週間程度を要します。（※「厚生年金保険被保険者資格取得届」の日本年金機構提出期限は5日以内です）

手続きについて

1 適用除外申請書の提出

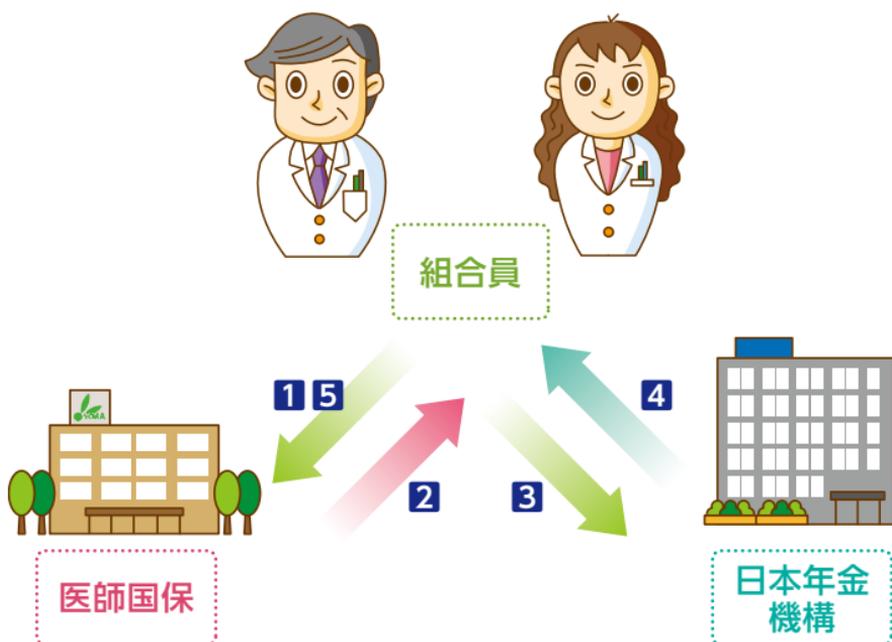
適用除外申請書用紙は日本年金機構のホームページから取得できます

2 理事長証明をした後返送

3 日本年金機構へ提出

4 日本年金機構より承認証の交付あり

5 承認証の写しを提出



10 特定健診・特定保健指導の実施について

毎年6月～12月に特定健診を実施しています。

40歳以上75歳未満の被保険者に「特定健診受診券」を発行し、健診結果により該当者には「特定保健指導利用券」を発行します。受診券が郵便にて届きましたら、ご自身で特定健診・特定保健指導実施医療機関をご予約のうえ受診ください。

そのほか右記**11 休日人間ドック及びがん検診について**での受診や、一医療機関に複数の医師がいる場合の自家健診(自己健診は不可)での受診も可能です。

- 1 「受診券」を送付
- 2 被保険者自身で予約を取り、「受診券」と以下のいずれかを持って受診
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書(葉書サイズの紙)
 - ・保険証(プラスチックカード)
- 3 健診結果を通知
- 4 国保連合会を経由して、結果通知・請求及び支払い
- 5 指導該当者へ「保健指導利用券」を送付
- 6 被保険者自身で予約を取り、「保健指導利用券」と以下のいずれかを持って、保健指導を受ける ※自家保健指導実施可
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書(葉書サイズの紙)
 - ・保険証(プラスチックカード)
- 7 国保連合会を経由して、指導結果通知・請求及び支払い(※医師国保へ報告分は直接支払い)



11 休日人間ドック及びがん検診について

毎年6月～11月(女性検診は7月～12月)に実施しています。

詳細については、個別案内や香川県医師会発行の速報にてご案内します。 **要予約**

参考として**令和7年度**の休日人間ドックなどは下記の通り

- ・香川県予防医学協会：6月～11月 計6回 AMのみ
6/1(日)、7/6(日)、8/3(日)
9/21(日)、10/5(日)、11/9(日)
- ・三豊市立西香川病院：7月・8月 計5回
7/27(日)AM、8/14(木)AM・PM
8/15(金)AM、8/24(日)AM
- ・高松市医師会健診部：9月 計3回 AMのみ
9/7(日)、9/14(日)、9/15(祝)
- ・女性検診のみ：7月～12月 月曜日から金曜日 PMのみ
香川県予防医学協会にて実施

※申し込みは、先着順です。香川県予防医学協会の後半実施日が予約超過になることがあります。ご注意ください。

対象者 希望する被保険者全員
後期高齢者組合員と配偶者(被保険者資格を問わない)



検査内容 肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん
大腸がん、前立腺がん、特定健診等

※PSA検査(男性50歳以上)、検便(ヒトヘモグロビン)を各自で個別実施される場合は、検査料の一部を助成します。 **要申請**



12 柔道整復(整骨院・接骨院等)のかかり方について

正しいかかり方を理解し

適正な受診へのご協力をお願いします。

柔道整復(整骨院・接骨院等)と健康保険について

柔道整復師(整骨院・接骨院等)は、医師が治療を行う医療機関と異なります。健康保険が使える場合は、下記のように一部のものに限られます。



- ・負傷日や原因がはっきりしている**外傷性**が**明らかな負傷**だけです。
- ・**骨折・脱臼・打撲及び捻挫(肉離れを含む)**が対象になります。
- ・骨折・脱臼は、応急処置を除き、医師の同意が必要となります。
- ・日常生活からくる疲れ、単なる肩こり、スポーツによる肉體疲労、労災保険が適用となる**仕事**中や**通勤**途中での負傷は、**対象外(健康保険は使えません)**です。

お願い

- ・柔道整復(整骨院・接骨院等)で受療する場合は、負傷原因を正確に伝えてください。
- ・柔道整復施術療養費支給申請書に記載されている請求内容を確認し、必ずご自身で記入・署名してください。
- ・領収書は必ず受取り、医療費通知の内容を確認ください。
- ・治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けてください。
- ・当組合では、医療費適正化の為に、負傷原因調査を行っています。照会文書が届きましたら必ず回答してください。



資格関係

種類	具体例	届出について
資格取得届	新規加入、出生 等	事由発生の日から14日以内に届出
資格喪失届	他保険加入、死亡 等	
住所変更届	住所を変更したとき	
氏名変更届	氏名を変更したとき	
組合員資格継続希望届	「後期高齢者組合員」として組合員資格を継続したいとき	75歳の誕生日の前月に当組合より書類を郵送
預金口座振替依頼書	組合員が新規加入するとき 保険料引落口座を変更したいとき	取得届と一緒に届出 すみやかに届出
産前産後の保険料軽減措置届出書	出産予定となったとき ※母子手帳の写しを添えて提出	出産予定日の6ヶ月前から届出可(出産後の届出も可)
紛失届(誓約書)・再交付申請書	資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額適用認定証等を紛失したときや再発行の必要があるとき	すみやかに届出
適用除外承認申請書	当該事業所が法人化することにより、健康保険適用になる場合で、組合員及びその家族が医師国保の資格を継続したいとき	すみやかに届出ください ※日本年金機構へ14日以内に提出する必要があります(厚生年金関係は5日以内)
資格確認調査書	厚生労働省の通達により 3年に1度 、組合員資格確認調査を実施します。	当組合より書類を郵送します ※必要書類の提出が無い場合は、除名となることがあります

給付関係

種類
療養費支給申請書
葬祭費支給申請書
出産育児一時金差額支給申請書関係
国民健康保険限度額適用認定申請書
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
高額介護(医療)合算療養費支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

保健事業関係

種類
後期高齢者組合員死亡見舞金申請書
がん検診(個別実施)報告書
ゴルフ大会申込書
インフルエンザワクチン接種補助申請書

第三者行為による傷病届

種類
第三者行為による傷病届 (交通事故等で怪我した場合は当組合までご連絡ください)

次頁もあわせてご覧ください

その他

交通事故などで治療を受ける場合

当組合までご連絡ください

- ・交通事故など自分以外の第三者行為が原因でケガをした場合、健康保険を使って治療を受けることができます。
- ・ただし、医療費は加害者が全額負担するのが原則です。当組合が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。
- ・健康保険を使って治療を受けるときは、必ず当組合までご連絡ください。
- ・当組合では、傷病原因調査を行っています。照会文書が届きましたら回答してください。

医療費通知

年1回送付

- ・医療費通知は、年1回2月に送付します。
- ・医療費通知は、所得税の医療費控除申告に使用することができます。大切に保管ください。
- ・保険適用外で支払ったものなどについては、医療費通知に記載されませんので、ご注意ください。

各種届出の窓口

当組合へご連絡ください

- ・マイナンバーカードを保険証として利用している場合でも住所等の資格情報に変更があった場合は届出が必要です。
- ・マイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されていますが、各種届出手続きの際、本人を確認する書類等の提出をお願いする場合があります。提出書類の中にはマイナンバー(個人番号)を含むことがあるため、所属医師会を経由せず、当組合へ直接ご提出ください。
※届出用紙、返送用封筒は、当組合から郵送します。
- ・当組合は、被保険者の個人情報を守るため情報セキュリティ強化に努め、健全な運営を行います。

詳しいことは当組合までお問い合わせください。

香川県医師国民健康保険組合 TEL 087-823-0688

当組合における個人情報の利用目的

「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、利用目的を公表します。

利用目的	当組合内部での利用	他の事業者等へ情報提供
資格 保険料	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格の確認 保険料の賦課(注1)・徴収・還付 組合員の世帯に属するもの(家族)の認定 資格確認書または資格情報のお知らせの発行 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格等のデータ処理の外部委託
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法及び当組 合規約に基づく保険給付 	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費算定業務の委託 柔道整復療養費支給申請書等に係る点検、審査の委託 海外療養費に係る翻訳のための外部委託 第三者行為に係る損保会社等への求償
審査支払	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査 	<p>〈審査支払機関への情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供 オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供 <p>〈他の事業者等への情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプトデータの内容点検・審査の委託 レセプトデータの電算処理、画像取込処理の委託

次項へ続く

当組合における個人情報の利用目的

利用目的	当組合内部での利用	他の事業者等へ情報提供
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康の保持・増進のための健診・保健指導 ワクチン接種・各種検査に係る助成 その他保健事業達成のために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導の実施機関への委託 健診・保健指導の電算処理の委託 被保険者への医療費通知の発行
組合運営の安定化	<ul style="list-style-type: none"> 医療費分析・疾病分析 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費分析、医療費通知(注2)に係る外部委託
その他	<ul style="list-style-type: none"> 業務の維持・改善のための基礎資料等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者求償事務における、保険会社・医療機関等への相談または届出等 香川県医師会等関係団体との事業連携 組合支部(郡市地区医師会)へ組合会議員選出にかかわる組合員情報の通知・連絡 組合の公告・通知・連絡

(注1) 保険料の賦課について、組合員の保険料等級を決める基準額(総所得額)は、中間サーバーシステム内に設定される個人住民税情報の総所得金額等を指します。

(注2) 医療費通知について、黙示の同意があったものとして、従来どおり世帯ごとにまとめて通知します。

※個人情報の開示等請求及び苦情申し出については、当組合へお問い合わせください。

お問い合わせ先

香川県医師国民健康保険組合

TEL 087-823-0688

当組合における個人情報保護方針

1. 基本理念

香川県医師国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、常日頃より加入者の視点に立ち、よりよい加入者サービスの提供を目標として、医療保険業務を営んでいます。加入者に応じて迅速で的確なサービスを提供させていただくためには、加入者に関する様々な情報が必要です。

加入者と確かな信頼関係を築き上げ、安心してサービスを受けていただくために、加入者の個人情報の安全な管理は必須です。当組合では下記の方針に基づき、個人情報保護に厳重な注意を払います。

本方針は、加入者の個人情報のみならず、当組合の職員情報など、組合が取り扱うすべての個人情報についても適用します。

2. 個人情報の範囲

当組合の取り扱う個人情報は、適用・給付・徴収に係る医療保険業務、健診・検診に係る保健業務、組合の人事・給与・資産管理、財務管理等に係る業務に必要な個人に係る情報のすべてを指します。個人情報は、特定個人情報も含まれます。特定個人情報は、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報を指します。法令の定める業務範囲の手続きにおいて、個人番号の記入欄のある様式を用いて得られた情報については、様式に個人番号の記入がない個人情報も特定個人情報と同様に取り扱いします。

3. 個人情報の取り扱いについて

当組合は、個人情報の取得にあたって、国民健康保険法等(以下「法令等」という。)で取得が義務付けられている場合を除き、予め利用目的を明確にし、同意をいただいた上で取得します。

個人情報の利用及び提供については、同意をいただいた利用目的の達成に必要な範囲内において利用及び提供を行います。また、法令等で定められた場合を除き、目的外利用や第三者提供を行わないこととし、そのための措置を講じます。

また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法(※1)に定める場合を除き、提供しません。

(※1)番号法とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」をいいます。

4. 法令等の遵守について

当組合は、個人情報保護及び特定個人情報保護に関する法令等、国が定める指針その他の規範を遵守します。

5. 安全管理措置について

当組合は、個人情報の取り扱いに関する責任者を定めるとともに組織体制等を整備し、加入者の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止し、安全で正確な管理に努めます。

外部委託事業者に対して、適切な監督を行います。

6. 問い合わせ窓口

当組合における個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、下記の相談窓口で受けます。

個人情報保護相談窓口:TEL 087-823-0688

7. 個人情報保護の仕組みの改善

当組合は、個人情報保護のための運用ルールを整備し、それに基づいて加入者の情報を管理します。また、この運用ルールは適宜見直し、継続的な改善を図ります。

香川県医師国民健康保険組合



香川県 医師国民健康保険組合

事務所 / 〒760-8534 香川県高松市浜ノ町73番4号

電話 / (087) 823-0688

FAX / (087) 823-0689

業務時間 / 平日: 8時45分～17時 土曜日: 8時45分～12時

(日曜日、祝日、年末年始12/29～1/4、8/15を除く)

